

佐井村願掛公園野営場
指定管理業務仕様書

佐 井 村

指 定 管 理 業 務 仕 様 書

指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 目的

本仕様書は、佐井村願掛公園野営場の指定管理者が行う業務の内容及びその他について定めることを目的とする。

2 管理業務の内容

① 管理業務の内容は次のとおりとし、通年管理とする。

- ア 施設、付帯設備及び物品の維持管理
- イ 利用申請の受付、利用許可手続き及び利用料の収受
- ウ 建物及び設備の保守点検（別紙1参照）
- エ 施設及び敷地内の清掃一式
- オ 屋外植え込み植物等の手入れ作業
- カ 駐車場の管理及び整理業務
- キ ケビンハウスの宿泊業務
- ク その他施設の管理・運営に関して村が必要と認める業務

② 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、常に安全で良好な状態に管理する義務を負うものとする。

③ 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応を行い、速やかに村に報告しなければならない。

3 指定管理者と村との役割分担

① 指定管理者と村との役割分担は、原則として次のとおりとする。

項 目	指定管理者	村
施設（設備、備品を含む。）の保守点検	○	
施設の維持管理	○	
施設の修繕（年間10万円を上限とする）	○	
施設の大規模改修（工事、原型を変ずる修繕及び模様替等）		○
施設の緊急修繕	○	
安全衛生管理	○	
ゴミ処理	○	
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏洩等による利用者等に対する対応	○	
事故、火災等による施設の損傷の回復		○

施設利用者の被災に対する責任		○
包括的管理責任		○

4 防犯・防火対策等

- ① 施設内での事故発生防止に努めること。
- ② 緊急時の対応、防災・防火対策等について、マニュアルを作成し、職員を指導すること。
- ③ 賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。（建物損害保険については村で加入）

5 再委託の禁止

指定管理者は、その管理運営業務の全部又は一部を第三者に再委託させてはならない。ただし、書面による村長の承諾を得たときは、この限りでない。

6 業務報告書等の聴取等

村長は、施設の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理運営業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

7 指定の取り消し

村長は、指定管理者が次の各号に該当するとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理運営を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- ① 関係法令、条例、規則又は協定の条項に違反したとき。
- ② 施設の管理業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- ③ 指定管理者が指定の解除を申し出たとき。
- ④ その他、村長の指示に従わないとき。

8 管理運営上の注意事項

- ① 公平公正な管理運営を行い、特定の団体等に有利又は不利になる管理は行わないこと。
- ② 指定管理者が施設の管理運営に係る要項等を作成する場合は、事前に村と協議すること。

9 利用料金に関する事項

施設の利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとする。なお、利用料金については、条例に定められた範囲内で算出してください。（別紙2参照）

10 利用料の減免

佐井村願掛公園野営場設置条例第9条に規定する利用料の減免に配慮すること。

11 指定管理料の支払

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準とし、支払時期や方法は協定で定める。

1 2 事業報告書の作成及び提出

会計年度終了後 2 ヶ月以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、村長に提出しなければならない。

- ・ 管理業務の実施状況
- ・ 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- ・ 利用料金の収入実績
- ・ 管理経費の収支状況
- ・ その他村長が別に定める事項

1 3 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者が行う業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、指定管理者と村が協議し決定する。

別紙 1

○建築物及び設備保守点検

保守点検業務内容	実 施 時 期
浄化槽維持管理	毎年度
消防設備総合点検	毎年度

別紙 2

○佐井村願掛公園野営場使用料

施 設 名	使 用 料	備 考
ケビンハウス	1 棟 13,000 円以内	1. 一泊は午後 3 時から翌日の午前 10 時までの利用とし、連泊の場合は日中（午前 11 時から午後 3 時まで）の利用も認める。
管 理 棟	10,000 円以内	2. 宿泊しないで日中（午前 11 時から午後 2 時まで）のみ使用する場合は、使用料の 5 分の 1 の料金とする。
テントサイド	1 張 1,000 円以内	
薪	1 束 200 円	
炭	1 kg 350 円	
レンタル料	テント 1 張 500 円 バーベキューセット 500 円	

※ケビンハウス、管理棟に宿泊する者は申請時に 3,000 円を納付しなければならない。
（佐井村願掛公園野営場設置条例第 9 条）